

11月12日(月)～25日(日)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」 主唱：内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

女性に対する暴力には、配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引など、さまざまな形態があります。配偶者や恋人など、身近な人から暴力を受ける行為は「ドメスティック・バイオレンス(DV)」と呼ばれ、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許される行為ではありません。一人で悩まず、勇気を出してまず相談を。解決への一歩を踏み出すのはあなた自身です。秘密は守られます。



内閣府の定めた
「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

【困ったときの相談窓口】

♥県男女共同参画センター“あいとぴあ” ☎22-8822

- 一般相談(電話)：火～土 午前8時30分～午後5時
- 一般相談(面接)：火～土 午前8時30分～午後5時(要予約)
- 「女性のためのカウンセリング」：第2土曜日・第4金曜日
午前10時～午後3時50分(要予約)
- 「女性のための法律相談」：第1・3金曜日(要予約)

♥県女性相談センター ☎026-235-5710

月～金 午前8時30分～午後5時15分

♥県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413

♥県性暴力被害者支援センター “りんどうハートながの”
☎026-235-7123 毎日24時間

♥諏訪保健福祉事務所福祉課 ☎57-2911
月～金 午前8時30分～午後5時15分

♥市女性のための相談：企画課 ☎23-4811(内線1528)
毎月第3火曜日 午前10時～午後3時50分(要予約)

問合せ●企画課(内線1528)

平成31年 岡谷市成人式のおしらせ

開催日…平成31年1月13日(日)

※1月14日(成人の日)ではありませんので、ご注意ください。

時間…午後1時から受付

会場…カノラホール 大ホール

対象者…平成10年4月2日から平成11年4月1日までの出生者で、当市に在住する人および当市に親族が在住する人

※当日、家族の観覧は2階席のみとなります。

成人の記念に…成人式当日のスタッフを募集します！

一生に一度しかない成人式で、司会などをやってみませんか。
成人式対象者で希望する人は、お問い合わせください。

- 平成31年岡谷市成人式の対象となる人、およびそのご家族へ式典への参加ご案内のハガキを、10月下旬からお送りする予定です。11月中旬になってもハガキが届かない場合は、生涯学習課までご連絡ください。なお、ハガキは下記のように送付します。



状況例	案内ハガキの送付先
①成人を迎える本人が岡谷市に在住の場合	本人の市内の住所
②本人は市外に転出、親などが岡谷市に在住の場合	親などの市内の住所
③本人もその親なども市外に転出している場合	本人の転出先の住所(5年以内の転出に限ります)。届かない場合は送付する住所をご連絡ください。

※市外に転出していても、岡谷市成人式に参加できます。

問合せ●生涯学習課(内線1231)

空き家リノベーションワークショップ

細い路地沿いの元小料理屋。空き家歴17年余、さびしげな佇まいの建物の1室をリノベーションして、新たな利用を考えます。DIYやリノベーションに興味がある人、岡谷に移住を考えている人、いっしょにリノベーションしましょう。天井いじり、壁いじり、床いじり、建具いじりの4工程。都合のよい日にご参加ください。

【日程】

●天井いじり…

既存の天井をはがして、はりの見える吹き抜けに。

11月10日(土)・11日(日)・17日(土)

●壁いじり…砂壁をはがして漆喰や珪藻土の塗り壁に。

11月23日(金・祝)・24日(土)

●床いじり…畳をはがして無垢のフローリングに。

12月1日(土)・2日(日)

●建具いじり…建具や収納棚を製作して取り付け。

12月8日(土)

時間…午前9時～午後5時(毎回)

場所…本町の空き家

定員…各日5名(先着順)

指導…古民家鑑定士

岩垂 敏樹さん

服装…作業用の汚れてもいい服装、軍手、マスク、帽子

申込み…電話またはEメールにて、氏名・住所・電話番号・参加希望日をお知らせください。

※開催場所など詳しくは参加者に追って連絡します。



申込み・問合せ●都市計画課(内線1375)

Eメール：toshikei@city.okaya.lg.jp

行政

仲間

環境

健康

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます!

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられています。このため、本年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付した人へ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、11月上旬に日本年金機構本部から送付する予定です。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

ただし、9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで保険料を納付した一部の人は、11月中旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付する予定ですので、ご承知ください。

また、本年10月2日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人に、来年の2月上旬に送付する予定です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のハガキに表示されている電話番号にお問い合わせください。

受付期間…11月1日(木)～平成31年3月15日(金)

●ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

●050から始まる電話からかける場合 ☎03-6630-2525

問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です

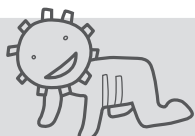
メディアにおける有害情報の氾濫^{はんらん}、青少年に関わる犯罪の多発、いじめ、虐待、ひきこもりなど、今日の青少年は多くの問題に直面しています。

広く一人ひとりが、青少年をめぐる問題に関心を寄せ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、家庭・学校・職場・地域など一体となって、子どもや若者にとってよりよい社会環境づくりに努めましょう。



問合せ●イルフプラザ・カルチャーセンター ☎24-8404

こどものくに 0123



11月・12月のイベント

♣ベビーダンス講座(11月2日(金)より申込み開始)

抱っこひもで赤ちゃんを抱っこしながら、音楽に合わせて踊るベビーダンスで、母子の絆を深めましょう。

日時…12月3日(月) 午前10時～11時

対象…首がすわった3か月～1歳半前後の子どもと保護者(抱っこひも or スリングが必要)

講師…半場 佳子さん

参加無料

♣おやつ講座(11月6日(火)より申込み開始)

日時…12月6日(木) 午前10時～11時45分

対象…保護者(試食は親子で)

持ち物…エプロン、三角巾、材料費(300円)

託児あり

申込み…こどものくに窓口まで(電話でも受け付けます)

こどものくにへ遊びに行こう!

利用できる人…0歳～3歳までの子どもとその保護者。兄弟は就学前の子どもまでいっしょに入館できます。

利用料…利用者登録200円(年度更新となります。)



楽しい行事を毎月実施! 申し込み不要です。

11月2日(金)	リズム運動遊び、お誕生会	午前11時～
7日(水)	双子のおしゃべり会	午前10時30分～
8日(木)	つくっちゃおう	午前11時～
15日(木)	ベビーマッサージ	午前10時30分～
16日(金)	おおきなおはなしたまご	午前11時～
21日(水)	食べるのだいすき!	午前11時～
22日(木)	もぐもぐ相談	午前10時30分～
26日(月)	べったんこの日	1日中いつでも
27日(火)	歯っぴー相談	午前中

申込み・問合せ●こどものくに ☎24-8403

平成29年度 決算報告

平成29年度の一般会計・特別会計等・企業会計の決算が、第4回市議会定例会で承認されましたのでお知らせします。

◆ 一般会計 ◆

歳入決算額 198億55万6,585円
 歳出決算額 191億1,243万161円
 実質収支額 6億6,581万4,424円

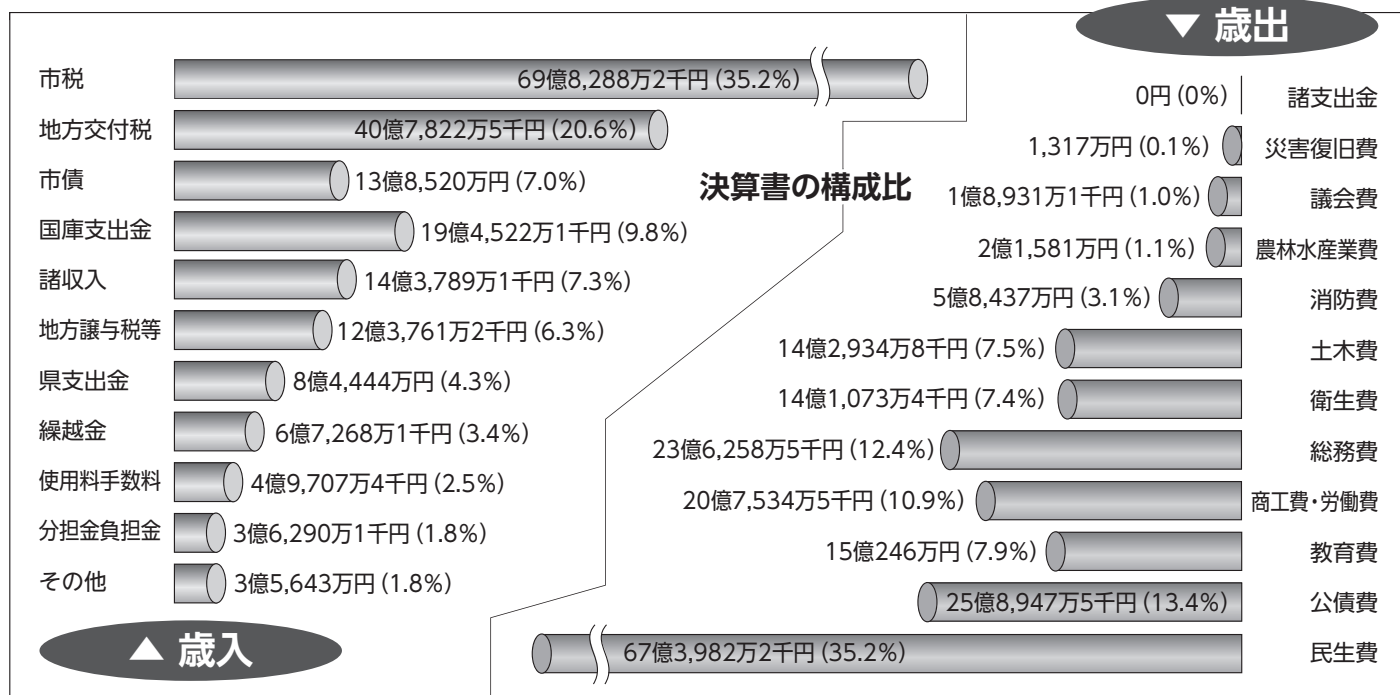
● 一般会計歳入の内訳

市へ入ったお金の合計は、198億55万6,585円
 前年度比 -15億4,167万6,980円(7.2%減)

● 一般会計歳出の内訳

市が使ったお金の合計は、191億1,243万161円
 前年度比 -15億5,712万2,433円(7.5%減)

前年度に比べ歳入、歳出ともに減額となりましたが、歳入の確保と経費の節減に努めた結果、翌年度へ持ち越す財源を差し引いた実質収支は、前年度と同程度の6億6,581万4,424円の黒字決算とすることができました。



◎ 特別会計等

会計名	歳入	歳出
国民健康保険事業	55億9,543万3,992円	53億7,323万4,466円
地域開発事業	1,193万8,158円	3億3,771万3,567円
分収造林事業	545万7,025円	421万8,394円
霊園事業	7,999万3,772円	1,610万4,265円
温泉事業	4,051万8,635円	2,635万6,603円
後期高齢者医療事業	7億6,205万1,877円	7億4,258万9,977円
湊財産区一般会計	1,246万1,193円	393万6,063円

特別会計とは…特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、経理を他の会計と区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているものです。

◆ 基金と市債の推移

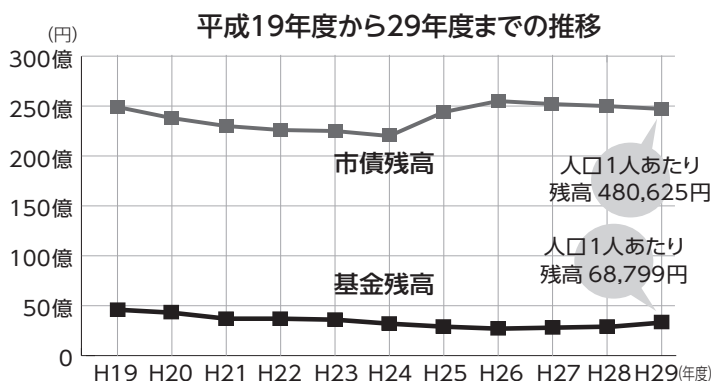
市の貯金である「基金残高」は、行財政改革への継続的な取り組みや効率的な予算執行に努め、基金からの繰入金の減額を図ったほか、財政調整基金などへの積立を実施したことなどにより、前年度に引き続き増加となりました。

しかしながら、人口減少の影響などにより、市税収入の増額は見込めない厳しい状況が続くことが想定されますが、職員一丸となって行財政改革への取り組みをより一層進め、将来にわたり安定した行財政運営の推進に努めていきます。

◎ 企業会計 (収益的収支 消費税込み)

会計名	歳入	歳出
水道事業	9億2,143万2,293円	6億9,749万8,957円
下水道事業	17億3,263万7,822円	15億752万1,023円
病院事業	71億814万485円	71億6,260万3,383円

企業会計とは…原則市税を収入財源とせず、独立採算制を追及する極めて企業の色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。一般会計やそのほかの特別会計とは異なり、民間企業と同様の経理を行うものです。



◆岡谷市の財政状況は？（財務指標） ※いずれも平成29年度暫定値

経常収支比率	財政の弾力性を示す指標として用いられ、数値が高いほど硬直化しているとされます。	89.7%	県下19市中10位
財政力指数	財政力の強弱を示すもので、数値が小さいほど税収入の能力が低く、交付税への依存度が高いとされます。	0.65	県下19市中5位
★実質公債費比率	公債費の占める割合を示すもので、 25%を超えると黄色信号 となります。	11.3%	県下19市中18位
★将来負担比率	将来負担すべき負債額の割合を示すもので、 350%を超えると黄色信号 となります。	117.4%	県下19市中18位
★実質赤字比率	一般会計や特別会計、下水道などの企業会計の赤字額の割合を示すもので、一定の数値になると黄色信号となります。	実質赤字、連結実質赤字、資金不足ともに発生していないため、数値はありません。	
★連結実質赤字比率			
★資金不足比率			

★印のついた5指標は、一般会計等の普通会計だけでなく、企業会計や一部事務組合なども含めた市全体の財政状況を捉える判断指標です。

問合せ●財政課（内線1531）

滞納者への徴収を強化します

市税は、岡谷市の歳入の約35%（平成30年度予算）を占める主要な財源です。滞納者は、全体のうちほんのわずかですが、毎年積み重なると膨大な額となり、国民健康保険税を合わせた滞納累計額は、2.6億円超に達しています。市では税の公平性を確保するため、税の徴収強化を図り、滞納処分に力を入れます。

滞納処分の種類と内容

税金を滞納したままにしておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めることになるほか、次のような滞納処分を受け、強制的に税金の徴収を受けることになります。また、滞納処分は法律で定められており、本人の意思にかかわらず執行します。

【滞納処分は次の流れに沿って進められます】

- ①督促…納期限までに完納できない人に督促状を送付し納税を促します。
- ②催告…督促状送付後、一定期間内に納税されない場合、再度文書で催告を行います。
- ③財産調査…官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。
- ④差押…調査で把握した滞納者の財産（動産、不動産、給料）を差押えます。
- ⑤換価…差押え後も完納とならない場合、差押えた滞納者の財産を公売、取立により換価（換金）し、滞納している税金に充当します。

「差押」とは

地方税法では、滞納となっている税金は財産を差押えて処分することにより、徴収しなければならないと定められています。「差押」とは、所有者から財産を処分する権利を奪うことを言います。差押を受けると、自らが所有する財産でありながら処分などの自由がなくなります。逆に、差押を執行した機関は、財産を処分する権利を取得することになります。所有者に代わり、財産の売却や権利の行使また契約を解約することにより、支払われた金銭を税金に充当できるようになります。

問合せ●税務課（内線1138）

【市がおもに実施する差押】

- 給与・賞与・年金等差押
国税徴収法および各社会保険制度の規定に基づき、差押禁止額を除いたすべての支給額が差押の対象です。
 - 生命保険差押
生命保険契約に基づく、保険金支払請求権や解約返戻金支払請求権などが、差押の対象です。
 - 敷金・入居保証金の差押
アパートや賃貸マンション、事務所など賃貸契約をする時に所有者に預ける敷金や入居保証金は全額差押の対象です。
 - 不動産差押
土地・家屋などの不動産は、抵当権設定の有無にかかわらず差押の対象です。
 - 搜索・動産差押
滞納者の自宅や事務所などを搜索し、発見された金銭や有価証券、装飾品、自動車、オートバイなどは動産として差押の対象となります。
- ※差押財産は、公売などにより換価して税に充てます。具体的には、全国から参加できるインターネット公売などです。

【不動産公売のおしらせ】

市では、市税の滞納を理由に差押えた不動産のインターネット公売を実施します。公売は地方税法に規定された行政処分です。公売保証金などの詳細は、11月上旬予定の公売公告をご覧ください。

公売日…11月29日(木)午後1時～12月2日(日)午後11時

公売場所…ヤフー(株)が提供するインターネットオークションシステム上

公売物件…土地1件(地番:岡谷市長地小萩1丁目4860番1/地目:宅地/地積:355.49㎡)



※白線内の土地

納税が困難な時はご相談ください

次のような事情で、市税等を納期限までに納めることができない場合、事情により分割での納付や、納税を猶予することができますので、お早めにご相談ください。

- 病気やケガで働けなくなった
- 災害や盗難で損害を受けた
- 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった